

“さっぽろとれたてっこ”表示の申し込みが始まりました！

■ 「さっぽろとれたてっこ」マークを活用しませんか？

札幌の農業者は、申込書によりマークを利用できます。また直売所や軒先販売などで札幌農産物をPRするのぼりを貸し出します。

申込書については、札幌市のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/toretate/images/20190521.html>)



“さっぽろとれたてっこ”とは？

札幌の農業者が生産する農産物、すべてが『さっぽろとれたてっこ』です。

※申し込み希望者は、3年ごとの土壌診断と生産履歴の作成管理に努めてください。

問い合わせ先

札幌市農政部農業支援センター地域支援係 Tel.011-787-2220

安全・安心な農畜産物の生産と 地産地消への取り組みに対する支援

札幌市では、安全・安心な農畜産物の生産と地産地消への取り組みの推進を目的として、「札幌市地産地消推進事業補助金」の交付事業を実施しています。

① 補助対象者

- (1) 市内の「さっぽろハーベストランド」(石狩振興局管内のJAグループが取り組む農畜産物のブランド)についての事業を行う農業協同組合などの団体
- (2) 市内の農業振興地域で農業を行っている生産者で、安全・安心な農畜産物の生産と地産地消に取り組んでいる方

② 主な補助対象区分

- (1) 地産地消の啓蒙普及 (パンフレット作成費、消費者交流の経費など)
 - (2) 農畜産物の生産・流通情報管理 (商品情報管理に関する機器・システムなど)
 - (3) 農畜産物の審査・認証 (研修受講費、審査・認証に係る経費など)
 - (4) 機器等 (ドリフト対策機材、化学合成農薬及び化学合成肥料の削減につながる機器など)
- ※ 補助率は1/2以内

③ 主な補助金交付事例

- (1) JGAP指導員基礎研修・審査員養成講座の受講
- (2) 農薬散布機器に装着するドリフト (漂流飛散) 防止ノズルの導入
- (3) 電動アシストロール式播種機 (薬剤散布装置付き) の導入
- (4) トラクターに取り付ける平うねマルチャーの導入



交付対象となる取り組みの詳細、申請方法などについてはお問い合わせください。

問い合わせ先

札幌市農政部農業支援センター地域支援係 Tel.011-787-2220